



旧優生保護法補償制度のわかりやすい リーフレット（マンガを取り入れたリーフレット） を用いた周知について

福岡県 福祉こども政策部 子育て支援課

旧優生保護法補償金等に係る 支給手続き周知のための検討会議の開催



● 協議事項

- 1 被害を受けた方々への支給手続き周知のための個別通知に関すること
- 2 被害を受けた人々への支給手続き周知のために必要なこと

● 構成員

座長および委員 計 7 名

※ 弁護士、障がい者団体等（4 名）、医師、行政

● 開催実績

令和 6 年 2 月～ 6 回

被害を受けた人々への支給手続き周知のために必要なこと

効果的な周知方法を協議

(検討会議における意見)

- 文字が多いチラシでは、障がいのある方は理解が難しく、周知は行き届かない。
- ご家族の中には、優生手術等の経験はご家族のせいではないにもかかわらず、責任を感じて、申請をためられる方もいる。
家族の責任ではないことを周知内容に含めた方がよい。
- 支援者が、被害を受けた方や家族に寄り添いながら補償制度を説明し、理解してもらえる内容のリーフレットが望ましい。
- 新聞広告・広報誌等だけでなく、障がい者及び高齢者の支援関係者と連携した周知が必要。



わかりやすい周知用リーフレットを作成

検討会議における委員の意見を踏まえ・・・

家族の心情に配慮し、理解しやすいようマンガを取り入れたリーフレットを作成

- イラストを挿入し、障がいのある方も親しみやすいリーフレットにする。
- 本人や家族、障がい者の支援関係者が、優生手術を受けた可能性があることに気づくきっかけとなるような事例をマンガで掲載する。
- 本人だけではなく、家族や支援者向けのメッセージを記載し、リーフレットを活用して説明してもらえる内容にする。

リーフレット作成にあたっては、障がい団体等の代表により構成する作成検討会議を開催し、リーフレットの内容や配布方法、周知のための研修などを協議した。（令和8年3月作成）。

旧優生保護法補償金等支給制度のわかりやすい 周知用リーフレットのご紹介

(A3二つ折り)

1 ページ目 (表紙)

福岡県から、優生保護法による被害を受けた方やそのご家族に対しての謝罪やご家族に向けたメッセージを記載。
(ご家族の責任ではないことを記載)

手話動画用の二次元コードや音声コードを掲載。リーフレットの内容を音声や手話で説明した動画を県ホームページに掲載。



旧優生保護法補償金等支給制度のわかりやすい 周知用リーフレットのご紹介

このような、経験をされていませんか…？

● 優生保護法ってどんな法律だった？



当時、教科書でも障がいのある人の結婚を制限することが書かれていました。旧優生保護法は障がいのある人にとって差別的な法律でした。令和6年(2024年)には、最高裁判所で旧優生保護法は憲法に違反していたとされ、当時の首相や大臣が謝罪しています。

経験① 家族と別れて集団生活をした人



障がいのある人が入所する施設では、入所者同士での妊娠を避けることを目的として優生手術を勧めることがありました。本人には詳しい内容を説明せずに優生手術を行うこともありました。

これまでの自分の経験を思い出してみ、少しでも心当たりがある場合は、身近にいる頼れる人(家族や支援してくれる人)に相談してみましょう。また、県の相談窓口もあります。

経験② 病院に長く入院していた人



精神科のある病院に長く入院している患者に対して、優生手術が行われることがありました。手術を受ける際に、苦痛や痺、便溺などと説明して、手術されることもありました。

経験③ 赤ちゃんを産むことをやめさせられた人



病気や障がいを理由に人工妊娠中絶をさせられることも多くありました。例えば、ろう学校などの障がいのある子どもが通っていた学校でも、相談があった卒業生や保護者に対して、優生手術や妊娠した際の人工妊娠中絶を勧めることがありました。また、説明もなく人工妊娠中絶によって優生手術をされた人もいます。

2～3 ページ目

4 つのマンガとその解説を記載。

1 つは旧優生保護法の説明

3 つ (経験①～③) は、被害者の経験を基にした、当事者の体験を例示。

- ① 障がい者施設に入所する際の優生手術の体験
- ② 精神科を有する医療機関に長期入院していた方の優生手術の体験
- ③ 結婚後の人工妊娠中絶の体験

旧優生保護法補償金等支給制度のわかりやすい 周知用リーフレット活用のご紹介

4 ページ目（背表紙）

旧優生保護法補償金等支給制度及び
相談窓口のご案内

支援者の皆さまへのメッセージ

旧優生保護法補償金等支給制度

対象者	支給額
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人 および手術を受けた本人の配偶者（事実婚を含む） ※死亡している場合は遺族（配偶者・子・父母・孫・ 祖父母・兄弟姉妹・曾孫又は姪姪）	本人 1,500万円 配偶者 500万円
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存 している方（遺族からの請求はできません） ※補償金とあわせて受け取れます。	320万円
旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で 生存している方（遺族からの請求はできません） ※優生手術等一時金を受け取った場合は受け取れません。	200万円

昭和23年(1948年)から平成8年(1996年)の経、障がいや病気を理由に
優生手術や人工妊娠中絶などを受けた方が対象です。 【請求期限・令和12年(2030年)1月16日】

福岡県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

☎ 092-632-5175 ☎ 9:00～17:15 毎月～金曜日(土日祝、年末年始除く)
FAX 092-643-3260 ✉ kyuyusei@pref.fukuoka.lg.jp

請求手続きは弁護士によるサポート(無料)も受けることができます。お気軽にご相談下さい。

支援者の皆さまへ ～私たちにできること～

優生手術を受けた方やご家族は、つらい、思い出したくないなどの気持ちを抱え、苦しんで
いらっしゃる方も多くいます。また、中には当時のことを思い出せない方もいます。

ご本人のつらい経験に寄り添い、補償金制度をお伝えできるのは、支援者の皆さまです。少しでも
手術を受けた可能性に気づいた場合は、ご本人・ご家族のお話しに耳を傾け、補償金制度を
ご案内ください。皆さまからのお声かけが、旧優生保護法により苦しんでこられた方々の被害の回復
に向けた一歩となります。

※資料コードによるご案内です

発行：令和8年(2026年)3月
ふくおか県、ふくおか県民会館、ふくおか県民会館、ふくおか県民会館、ふくおか県民会館



リーフレットの活用

1 障がい者及び高齢者の支援関係機関へリーフレット等を送付・周知協力依頼

【送付・周知協力依頼先】

- (1) 障がい福祉関係事業所、高齢者関係事業所
- (2) 医療機関（産婦人科、泌尿器科、精神科）
- (3) 行政（市町村、保健所）、医療・障がい者福祉関係団体
- (4) 他（民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター）

（取組依頼内容）

- (1) 障がい者やその家族へのリーフレットの送付
- (2) 窓口等における、リーフレット設置、ポスター掲示
- (3) 可能な範囲で、優生手術等を受けた可能性のある方（障がいのある40代後半以降の方）やそのご家族へ、リーフレットを見せて、心当たりがないか尋ねる。
- (4) 被害にあわれた可能性がある方がいた場合、県相談窓口への連絡

※対象者本人・ご家族に対する周知時の留意点等

○プライバシーへの配慮について

○ご本人・ご家族に寄り添った対応について

リーフレットの活用の周知

2 旧優生保護法及び補償金等支給制度に関する研修会開催

- **日時**：令和8年5月21日（木）14時～16時
- **場所**：アクロス福岡 国際会議場/オンラインとのハイブリッド開催
- **対象**：障がい者及び高齢者の支援関係機関
（リーフレット送付先と同じ）
- **内容**：①旧優生保護法による被害の歴史
②被害を受けられた当事者の声
③補償金等支給制度の説明、**リーフレットを活用した周知**
④今後に向けて各団体から報告
障がい者施設の実践、ろうあ協会の実践、サポート弁護士の実践 等
- **参加者数**：約240人



（参加者の感想）

- ・ 旧優生保護法や補償金等支給制度、周知の重要性を理解できた。積極的に周知していきたい。
- ・ 生活歴を改めて聞く大切さとアンテナを張ることを大事にしたい。
- ・ 周知に向けたアプローチが参考になった。
- ・ 「もしかしたら、この人は・・・」との視点で、関わるところからスタートしたい。
- ・ 事業所内で勉強会をしたい。